



2024年8月27日

各位

会社名 サスメド株式会社
代表者名 代表取締役社長 上野 太郎
(コード番号: 4263 東証グロース)
問合せ先 取締役 小原 隆幸
(TEL. 03-6366-7780)

監査等委員会設置会社への移行、役員人事及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年8月27日開催の取締役会において、2024年9月27日開催予定の第9期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）における承認を条件として、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。また、これに伴い、同日付で、本定時株主総会に付議する役員の変動及び定款の一部変更についても決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るものです。

(2) 移行の時期

本定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者（本定時株主総会に付議）

氏名	新役職名	旧役職名
上野 太郎	代表取締役社長	同左
小原 隆幸	取締役	同左
本橋 智光	取締役 CTO	同左
加賀 邦明	社外取締役	同左

(注) 加賀 邦明氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役の候補者であります。

(2) 監査等委員である取締役の候補者（本定時株主総会に付議）

氏名	新役職名	旧役職名
秋嶋 由子	社外取締役 監査等委員	社外監査役
長尾 謙太	社外取締役 監査等委員	社外監査役
山本 麻記子	社外取締役 監査等委員	社外監査役

(注) 秋嶋 由子氏、長尾 謙太氏、山本 麻記子氏は、会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役の候補者であります。

3. 定款変更の目的

(1) 定款の変更理由

- ① 当社は、上記 1. に記載のとおり、監査等委員会設置会社へ移行いたします。
これに伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第 36 条として新設し、同条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条（自己の株式の取得）及び第 42 条（中間配当）を削除するものであります。
- ③ その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024 年 9 月 27 日（金）（予定）
定款変更の効力発生日	2024 年 9 月 27 日（金）（予定）

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 <条文省略> 第4条 (機 関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第5条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 <現行どおり> 第4条 (機 関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削 除> (3) 会計監査人</p> <p>第5条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 <条文省略> 第7条 (自己の株式の取得) <u>当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第11条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 <現行どおり> <削 除></p> <p>第7条～第10条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第17条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第11条～第16条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (取締役の員数) 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第19条 (取締役の選任方法) 1. 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <条文省略> <新 設></p> <p>3. <条文省略></p> <p>第20条 (取締役の任期) 1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとす</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (取締役の員数) 1. 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、9名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第18条 (取締役の選任方法) 1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <現行どおり></p> <p>3. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>4. <現行どおり></p> <p>第19条 (取締役の任期) 1. 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><削 除></p>

現行定款	変更案
<p>る。</p> <p><新 設></p> <p><新 設></p> <p>第 21 条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定め、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 22 条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>1. <条文省略></p> <p>2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 23 条（取締役会の招集通知）</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条（取締役会規程）</p> <p>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第 25 条（取締役会の決議の方法）</p> <p>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p><新 設></p>	<p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 20 条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>1. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役社長1名を定め、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 21 条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>1. <現行どおり></p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 22 条（取締役会の招集通知）</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 23 条（取締役会の決議の方法）</p> <p>取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>第 24 条（取締役会規程）</p> <p>取締役会に関する事項は、<u>法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>第 25 条（重要な業務執行の決定の委任）</p> <p><u>当社は、会社法 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>り、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	
<p><新 設></p> <p><新 設></p> <p><新 設></p> <p><新 設></p> <p><新 設></p>	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p><u>第 29 条（常勤の監査等委員）</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>第 30 条（監査等委員会の招集通知）</u> 1. <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>第 31 条（監査等委員会の決議の方法）</u> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第 32 条（監査等委員会規程）</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第 6 章 会計監査人</u></p> <p>第 <u>38 条</u>～第 <u>39 条</u> <条文省略></p>	<p style="text-align: center;"><u>第 6 章 会計監査人</u></p> <p>第 <u>33 条</u>～第 <u>34 条</u> <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;"><u>第 7 章 計 算</u></p> <p>第 <u>40 条</u> <条文省略></p> <p><新 設></p> <p>第 <u>41 条</u>（<u>剰余金の配当の基準日</u>）</p> <p>1. <条文省略></p> <p><新 設></p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第 7 章 計 算</u></p> <p>第 <u>35 条</u> <現行どおり></p> <p><u>第 36 条（剰余金の配当等の決定機関）</u> 当社は、剰余金の配当等の会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>第 <u>37 条</u>（<u>剰余金の配当の基準日</u>）</p> <p>1. <現行どおり></p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。</u></p> <p>3. <u>前 2 項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>第 42 条 (中間配当)</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p> <p><u>第 43 条 <条文省略></u></p>	<p style="text-align: center;"><削 除></p> <p><u>第 38 条 <現行どおり></u></p>
<p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p><u>(附 則)</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 9 期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>